

(別紙様式1)

玄関帳場等を設置しない場合の概要書

旅館業法第3条第1項の規定により、旅館業の営業許可を申請するにあたり、玄関帳場等を設置しない代わりに下記のとおり対応することとします。

宿泊者の出入り状況の確認方法	(記入例 玄関にビデオカメラ設置、ビデオカメラの映像を確認するモニター設備を従業員が待機する〇〇町〇〇番地に設置)
宿泊者の本人確認及び宿泊者名簿の記載方法	(記入例 宿泊客は従業員が待機する〇〇町〇〇番地に行き、従業員と面接のうえ、宿泊者名簿に必要な事項を記載する。)
宿泊者への鍵の引渡し方法	(記入例 従業員は〇〇町〇〇番地で宿泊者名簿を作成してから宿泊者に鍵を渡し、営業施設まで同行する。)
宿泊者以外の外部への対応	(記入例 管理者の連絡先電話番号を建物外側に明記している。)
緊急時の客から管理者への連絡方法	(記入例 営業施設に電話を設置し、短縮ダイヤルで従業員に連絡が取れるようになっている。)
管理者の緊急対応方法	(記入例 従業員は営業施設から100メートル離れた〇〇町〇〇番地に常時待機しており、緊急時には10分以内に駆けつける。)
緊急対応等を行う管理者の氏名(法人の場合は名称)及び連絡先	氏名(名称) 待機場所住所 連絡先(電話番号)
宿泊者の安全確保方法	(記入例 宿泊者の安全確保マニュアルを整備済みであり、また、営業施設内には消防署その他の連絡先を掲示済みである。)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

申請者 住 所
氏 名